

2002年
夏号

事務所だより

カッとび

発行

東葛総合法律事務所

編集責任者 左近允寛久

〒271-0092

千葉県松戸市松戸1281-29

住友生命松戸ビル5階

電話 047-367-1313代

FAX 047-367-1319

暑中お見舞い申し上げます



伝馬船を曳くポンポン船 (昭和45年頃の荒川) 撮影 石坂 満さん

JUSTICE

暑い暑い夏、原爆で焼かれた人々の人生を思います。戦争がもたらすむごさと悲惨を思います。

二度と人間を破壊し、文化を破壊する戦争をしないと誓い、世界平和の確立に向けて厳しくも明るい一歩を歩むと誓ったわが国が、今、「有事法制」確立を急いでいます。

わが国は、二度と、国民を犠牲にし、他国や他国の人々を、踏みにじるむごさに手を貸してはなりません。

私達は、有事法案の絶対阻止を訴えます。

東葛総合法律事務所

代表 弁護士 蒲田 孝代

弁護士 及川 智志

弁護士 福富美穂子

弁護士 左近允寛久

事務局長 小久保雅弘

事務局員一同

有事法制 誰のため?

弁護士
左近允寛久

先の、国会では有事法制が審議され、法案は継続審議となりました。これは、憲法の平和原則に完全に違反しているだけ

ではなく、政府の存で戦争に国民を巻き込める恐るべき法案です。しかし、「備えあれば憂いなし」と言われると、そう

かも、と思う人も多いのでは?そこで、今回はその疑問にお答えしたいと思います。

Q、国民の協力が必要なのは例外的なものは?

今回の有事法制では、「国民の協力義務」が明確に定められ、物資保管命令違反には罰則が課されることになりました。

これは皆さんにとって人ごとではありません。有事=戦争では、民間の協力は例外的なことではなく、戦争遂行にとって不可欠なことなのです。

例えば、自衛隊は現在トラックを全国で800台しか持っていません。

戦争に必要な大規模な兵隊や物資の輸送は民間の協力なしにできないことは明らかです。

さらに、自衛隊が陣地が欲しいと思えば、土地所有者の承諾なしにどこでも陣地構築できることになるのです。

また、今回の有事法制では、罰則は一つしかないものの、政府は、今後2年にわたって法整備するとしており、法案が成立すれば罰則も今後どんどん増えていくでしょう。

有事法制は遠い出来事ではなく、まさに直接皆さんの生活に影響することなのです。

Q、本当に外国が攻めてくることはないの?

その可能性はほとんどありません。

今回の審議で、中谷防衛庁長官は「現在、他国が我が国に攻め込んでくるおそれはない」と明

有事3法知る会 34名が参加

弁護士 福富美穂子



6月11日、松戸市民会館で当事務所主催の有事法制学習会が開かれました(写真)。佐藤調造弁護士を講師に迎え、大変分かりやすいお話に参加者34名は熱心に聞き入っていました。鋭い質問や意見も飛び出し、皆さんの関心の高さが窺

署名ありがとうございました

これまでに895名分の署名を国会に提出いたしました。ありがとうございました。

今後も廃案になるまで、ご協力お願いします。

言いました。ある軍事研究では、外国の軍隊が日本に攻め込んでくる可能性はほとんどないとの結論が出たそうです。

政府がその脅威を煽っている北朝鮮も、現在、沖縄県と同等の国民総生産しかなく、旧式の武器しか持たない軍隊は、その9割が韓国との国境に張り付いており、残り是国内に展開していて、日本に軍事力を向ける余裕はないのです。

Q、テロや不審船対策は必要なの?

実は、今回の有事法制は、テロや不審船対策のために作られるものではありません。

政府内閣府は、今年の2月に「テロや不審船対策については、有事法制の整備と並行して行う必要がある」との文書を発

このように、現実には日本に対する軍事的侵襲の可能性はありません。

表しました。つまり、今回の有事法制はテロや不審船対策のためのものではないということ政府自身が認めているのです。

有事法制をテロや不審船対策というのは、法案をおすための嘘ではないですか。

Q、それでも何となく不安だから一応あつた方がいいのでは?

小泉総理は「備えあれば憂いなし」というス

ローガンを掲げています。しかし、これは昨年のテロなどによる国民の不安を利用したまやかしかありません。

北海道の自衛隊が、ある時、札幌に外国の軍隊が攻め込んだ場合、国民をどうするか、というシミュレーションを行ったそうです。

選挙戦として、①全議員を先頭に参加させる②全員をどこかへ非難させる③住民は無視する、という三つが考えられました。だが、若者男女の市民が100万人もいるのですから、どれも非現実的だとして、検討をやめてしまったそうです。

つまり、国内で「有事」が発生した場合、「国民の生命や財産を守る」という目的と、有事の対応とは、全く両立しないということなのです。戦前を見れば明らかのように、有事になれば市民は戦争に強制的に協力させられ、土地は勝手に使用され、病人や老人子供は邪魔扱いされるのです。

現に片山総務大臣は、市民を直接守る組織となるのは、町内会などの自

治会だ、と国会で答弁しました。もうすでに、国民を守るのは民間任せ、という政府の考えが現れています。

つまり、有事法制が守るのは、国民一人一人の生命や安全ではないのであり、「備えあれば憂いなし」という議論は、「国民を守る」という点では、現実の有事に対しては、空論でしかないのです。

Q. それなら、どうすればいいの？

軍事的紛争になる前に、外交的手段でその芽をできるだけ早い段階でつんでしまうことです。

これは少しも非現実的なことではありません。南米に、日本と同じように「軍隊を持たない」という憲法を持っているコスタリカという国があります。この国は、文字通り、軍事事力は一切存在しません。

コスタリカは、軍隊を持たないということから警戒されることはありません。また、付近の国で軍事的紛争が起きそうになったら、自ら仲

裁役を買って出て、紛争を解決する、という外交努力をやってきました。このように、軍隊がなくとも、十分に平和が維持できるのです。

平和を維持するための外交は、創造性を発揮すれば、いくらでも手段があるはず。初めから有事ありき、という考え方は、かえって有事を招きやすくすることになります。

我が国は、平和憲法の理念を生かすことなく、アメリカと軍事的協力を結んで、自ら軍事的緊張を増大させるような外交ばかりやってきています。このような姿勢こそ改めるべきです。

Q. 有事法制は成立しないから大丈夫では？

今国会では有事法制は成立しませんでした。こ

れで安心するのはまだ早い！
与党は法案を「廃案」ではなく「継続審議」にしました。まだ、次回の国会に火種が残っています。

また、野党も一枚岩ではありません。新聞によると、民主党の岡田議員は、「有事法制が必要という点は与党と一致している」と発言しています。売上税で失敗した政府が再び消費税を成立させよう、次も必ずあります。是非とも有事法制の根を絶たなければなりません。



憲法学習会

有事法制学習会

出前で講師やります

気軽にご参加！

池本弘美さん(受付)が

4月末で退所

池本さんより

4年間という長い間、事務所の「顔」を勤めていただいた池本さんが、4月に退所されました。最後まで実年齢の全く分からない(?)パワフルな活躍ぶりに、事務所員が何度も救われました。長い間本当にありがとうございました。



新人事務局員 (R-1) より ひとこと



3月末から入りまして、去年結婚をし、宮城県から柏に引越してきたばかりなので、事務所ではあ

せてしまうことが多いですが、少しでもテンポ



赤間理英

こちらでお世話になるようになってもうすぐ半年になります。早く話すこと、早く食べることがいけばん苦手とするこ



坂田博子

7月から働き始めました。法律が身近にある環境で働きた



藤戸浩子

についていけるようにがんばりますのでよろしくお願ひします。

りです。身長が低いためよく未成年に間違われるのが悩みです。趣味は美味しいものを食べることに、まだ土地勘がないので、美味いお店の情報は、私鹿戸宛までお願いいたします。

いと思っていました。いざ働いてみると勉強不足を痛感しています。

受付や電話をとる機会が多く、お客さんと一番最初に接するので、笑顔と適切な対応を心がけていきたいと思っています。

蒲田孝代弁護士

千葉県
弁護士会

副会長終える

蒲田弁護士より

昨年の4月より、千葉県弁護士会の副会長を務めていた当事務所の蒲田孝代弁護士が、今年の3月で1年間の任期を終えて、副会長を退任いたしました。

この間、皆様にはご運

感をお掛けしましたが、ご協力いただき、ありがとうございました。事務所員一同、深く感謝申し上げます。



本年3月末日まで、皆様には大変御迷惑をおかけ致しました。ようやく弁護士会の役職を終え、事務所に戻って参りました。

事務所に戻ったら、所員たちから「お喜ぶ様！」と趣味のサイクリングに格好の上着をプレゼントされました。

当然、私の日には水溜りが・・・大感激しました。

この間、偶にお会いする方々から、倒れないでねなどと励ましていただきました。

友の会 コーナー

福島へバス旅行

6月22日、23日に、友の会主催のバス旅行が



旅館・玉子湯の玄關にて

友の会次回行事
のお知らせ

「ためになる講座」
10月5日(土)
午後2時
松戸市民会館にて
【連絡先】047
(367)1313

病コブヤ 害害訴

全面勝利

ご支援ありがとうございました
弁護士 左近允寛久

被害ヤコブ病訴訟は、3月25日、ついに、東京、

大津の両地裁で原告の勝利的和解により解決しました。和解の内容は、原告の全面的勝利と評価できるだけでなく、これまでの被害裁判に比べても

大変画期的なものとなりました。

このように勝利できたのも、皆さんに多くのご支援を頂いたおかげです。心よりお礼申し上げます。今回の裁判はこれで終了しましたが、ヤコブ病の新たな被害者が今でも続々と出てきています。最後の一人を救済するまで、引き続き頑張る決意です。今後よろしくお願ひします。

小泉首相の靖国参拝は憲法違反

弁護士 及川智志

8月15日がまた巡ります。昨年のその日、すなわち終戦記念日は避けたものの、小泉純一郎首相は、「内閣総理大臣」として靖国神社を参拝しました。

小泉首相の靖国参拝が政教分離などを定めた憲法に違反するとして全国各地で訴訟が起きています。千葉県裁でも審理が進んでいるところです。靖国神社は、天皇のた

めに戦死した者を神として奉るといふ極めて特殊な宗教法人です。そして、戦前戦中は国民を戦争に駆り立てるための精神的支柱の役割を果たしてきました。

その靖国神社を、平和国家を標榜すべき日本の首相が参拝するというのですから、あきれられるほどはありません。有事法制にこだわる右翼首相の面目躍如とはいえるかもしれません。

皆さん、暑中お見舞い申し上げます▼実は「カッとび」を夏に発行するのは久しぶりです。その理由▼一つは事務所

編集後記

▼もう一つは有事法制の問題。平和憲法の未曾有の危機に何とかしたい、という思いです。今回の特集、いかがだったでしょうか▼これを機会に「カッとび」の発行回数を増やしていく予定です。今後ともよろしくお願ひします。



頑張っています



事務所が靖国神社を参拝するのかがという点も気になります。進行中の靖国神社参拝違憲訴訟にもご注目ください。

その理由▼一つは事務所

増やしていく予定です。今後ともよろしくお願ひします。